

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定）

（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	頁
イソキサチオン.....	1
フィプロニル.....	4
フルオピラム.....	7
プロピコナゾール	8
農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定）	11

【参考】

（部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬）	
ビキサフェン.....	12
テブフロキン.....	13
フルトリアホール	14
クレソキシムメチル	17
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
シメコナゾール.....	20
シラフルオフエン	21
ピラフルフェンエチル	22
メタフルミゾン.....	23
レピメクチン.....	24

【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

イソキサチオン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
魚介類への基準値 設定要請	有機リン系	コリンエステラーゼ活性 阻害	殺虫剤	農薬抄録

【事務局における気づきの点など】

1. 動物体内運命試験でラットの雄におけるイソキサチオンの体内分布濃度は、ほとんどの組織中で3時間後に最大値となり、24時間後にはいずれも無視し得る程度に減少した。吸収率は82.5%以上と算出された。投与後24時間に94%TAR以上が尿糞中に排泄され、蓄積傾向はみられなかった。主要排泄経路は尿中であり、尿中の主要代謝物はリン酸エステルの加水分解体Bの硫酸抱合体C及びグルクロン酸抱合体Dであった。
2. 植物体運命試験で、イソキサチオンは植物体内に経時的に取り込まれるが、その量は僅かであることが認められた。取り込まれたイソキサチオンは加水分解やグルコース抱合を受け、水溶性物質へと代謝分解された。主要代謝物はリン酸エステルの加水分解体B及びBの配糖体F、G、Hであった。
3. 中・長期毒性試験においてイソキサチオン投与による影響としては、主にコリンエステラーゼ活性阻害（ラット、マウス、ウサギ、イヌ）が認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
4. 急性神経毒性試験において一般状態の変化、自発運動量の増加、感覚反応の変化等が見られた。急性遅発性神経毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第三部会

【食品健康影響評価を実施する部会を振り分ける農薬】

フィプロニル

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定 ・ 飼料	フェニルピラゾール系	GABA 阻害作用	殺虫剤	農薬抄録、JMPR 資料、米国資料、豪州評価書及び EFSA 資料

【試験成績の概要】

1. 暫定基準は別添のとおり。基準参照国は米国、EU 及び豪州。
2. 飼料への基準値設定が要請されている。

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験

ラットを用いた体内動態が検討され、吸収率は 75 %以上であった。排泄は遅く、投与後 72 時間の尿及び糞中排泄率は約 11~29 %TAR、主要排泄経路は胆汁排泄を含む糞中（約 16~46 %TAR）であった。親化合物は尿中には認められず、糞中及び胆汁中に認められた。主要代謝物は尿中では D 及び E のグルクロン酸抱合体、糞中及び胆汁中では B であった。

2. 植物体内運命試験

水稻、とうもろこし、てんさい、キャベツ及びひまわりを用いて実施され、主要残留成分は親化合物と B、C、E、F、H、I 及び J であった。

3. 毒性試験においてフィプロニルの影響は、主に中枢神経系（痙攣）及び肝臓（小葉中心性肝細胞肥大等）等に認められた。中枢神経毒性は、GABA 神経伝達阻害作用によるものと考えられた。

4. ラット 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、甲状腺ろ胞細胞腺腫発生の有意な増加が認められた。これは、本剤の T₄ 胆汁クリアランス促進作用による二次的な非遺伝的機序であると考えられた。

4. ラット 2 世代繁殖試験において、着床後生存率低下等が認められた。

5. 催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

6. 急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験において異常歩行、震戦、顔面攣縮等の変化が見られた。発達神経毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第四部会

フィプロニル(FIPRONIL)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類
農産物に係る基準値																					
米(玄米)	0.01	現行	0.01								0.01	海外									5
小麦	0.002	Codex		0.002						2	0.01	海外					0.01				5
大麦	0.002	Codex		0.002						2	0.01	海外					0.01				5
ライ麦	0.002	Codex		0.002						2	0.01	海外					0.01				5
とうもろこし	0.02	現行	0.02								0.01	海外					0.01				5
そば	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
その他の穀類	0.01	現行	0.01								0.01	海外					0.01				5
大豆	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
小豆類	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
えんどう	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
そら豆	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
らっかせい	0.01	海外				0.01				5	0.01	海外					0.01				5
その他の豆類	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
ばれいしょ	0.01	現行	0.01								0.01	海外					0.01				5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
かんしょ	0.01	海外				0.01				5	0.01	海外					0.01				5
やまいも(長いもをいう。)	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
こんにやくいも	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
その他のいも類	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
てんさい	0.01	現行	0.01								0.01	海外					0.01				5
さとうきび	0.01	現行	0.01								0.01	海外					0.01				5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
かぶ類の根	0.1	海外				0.1				5	0.01	海外					0.01				5
かぶ類の葉	0.1	海外				0.1				5	0.01	海外					0.01				5
西洋わさび	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
クレソン	0.1	海外				0.1				5	0.01	海外					0.01				5
はくさい	0.1	現行	0.1								0.01	海外					0.01				5
キャベツ	0.05	現行	0.05								0.01	海外	0.01				0.01				5
芽キャベツ	0.05	海外				0.05				5	0.01	海外					0.01				5
ケール	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
こまつな	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
きょうな	0.1	海外				0.1				5	0.01	海外					0.01				5
デンゲンサイ	0.05	独立	0.05								0.01	海外					0.01				5
カリフラワー	0.05	現行	0.05								0.01	海外					0.01				5
ブロッコリー	0.05	現行	0.05								0.01	海外					0.01				5
その他のあぶらな科野菜	0.05	現行	0.05								0.01	海外					0.01				5
ごぼう	0.002	その他								6-5	0.1	海外					0.1				5
サルシフィー	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
アーティチョーク	0.002	その他								6-5	0.01	海外	0.01				0.01				5
チョリ	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
エンダイブ	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
しゅんぎく	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
その他のきく科野菜	0.1	海外				0.1				5	0.01	海外	0.01				0.01				5
たまねぎ	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
ねぎ(リーキを含む。)	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
にんにく	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
にら	0.1	海外				0.1				5	0.002	その他					0.002				6-5
アスパラガス	0.2	海外				0.2				5	0.002	その他					0.002				6-5
わけぎ	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
その他のゆり科野菜	0.1	海外				0.1				5	0.002	その他					0.002				6-5
にんじん	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
パースニップ	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
パセリ	0.1	海外				0.1				5	0.002	その他					0.002				6-5
セロリ	0.1	海外				0.1				5	0.002	その他					0.002				6-5
みつば	0.1	海外				0.1				5	0.01	独立					0.01				5
その他のせり科野菜	0.1	海外				0.1				5	0.01	独立					0.01				5
トマト	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
ピーマン	0.1	海外				0.1				5	0.002	その他					0.002				6-5
なす	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
その他のなす科野菜	0.1	海外				0.1				5	0.002	その他					0.002				6-5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
しろうり	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
すいか	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
メロン類果実	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
まくわうり	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
その他のうり科野菜	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
ほうれんそう	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
たけのこ	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
オクラ	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
しょうが	0.01	海外				0.01				5	0.002	その他					0.002				6-5
未成熟えんどう	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
未成熟いんげん	0.002	その他								6-5	0.002	その他					0.002				6-5
えだまめ	0.002	その他								6-5	0.02	現行	0.02				0.02				5
マッシュルーム	0.02	現行	0.02								0.02	現行	0.02				0.02				5
しいたけ	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
その他のきのこ類	0.002	その他								6-5	0.01	海外					0.01				5
その他の野菜	0.1	海外				0.1				5											5

フィプロニル(FIPRONIL)

品名	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型					
																	加工食品に係る基準値				
畜水産物に係る基準値																					
牛の筋肉	0.04	海外				0.04					5	加工食品に係る基準値									
豚の筋肉	0.01	海外				0.01					5										
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.04	海外				0.04					5										
牛の脂肪	0.5	Codex			0.5	0.4	0.1				2						ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪	0.3	海外				0.4	0.1				5										
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.3	海外				0.4	0.1				5										
牛の肝臓	0.1	Codex			0.1	0.1	0.02				2										
豚の肝臓	0.02	海外				0.02	0.02				5										
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.06	海外				0.1	0.02				5										
牛の腎臓	0.02	Codex			0.02	0.04	0.02				2										
豚の腎臓	0.02	海外				0.01	0.02				5										
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.03	海外				0.04	0.02				5										
牛の食用部分	0.03	海外				0.04	0.02				5										
豚の食用部分	0.02	海外				0.01	0.02				5										
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.03	海外				0.04	0.02				5										
乳	0.02	Codex			0.02	0.05	0.01				2										
鶏の筋肉	0.01	Codex			0.01	0.02					2										
その他の家禽の筋肉	0.01	Codex			0.01	0.02					2										
鶏の脂肪	0.04	海外				0.05	0.02				5										
その他の家禽の脂肪	0.04	海外				0.05	0.02				5										
鶏の肝臓	0.02	Codex			0.02	0.02	0.01				2										
その他の家禽の肝臓	0.02	Codex			0.02	0.02	0.01				2										
鶏の腎臓	0.02	Codex			0.02	0.02	0.01				2										
その他の家禽の腎臓	0.02	Codex			0.02	0.02	0.01				2										
鶏の食用部分	0.02	Codex			0.02	0.02	0.01				2										
その他の家禽の食用部分	0.02	Codex			0.02	0.02	0.01				2										
鶏の卵	0.02	Codex			0.02	0.03	0.02				2										
その他の家禽の卵	0.02	Codex			0.02	0.03	0.02				2										
魚介類(さけ目魚類に限る。)																					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																					
魚介類(すずき目魚類に限る。)																					
魚介類(その他の魚類に限る。)																					
魚介類(貝類に限る。)																					
魚介類(甲殻類に限る。)																					
その他の魚介類																					
はちみつ	0.05	海外					0.05				5										

※留意事項※

※カカオ豆は、オランダ基準による。

※表の見方※

- 「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- 基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- 表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- 個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- 加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

フルオピラム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
新規登録申請	ピリジルエチル アミド系	コハク酸脱水素酵素（複 合体Ⅱ）阻害	殺菌剤	試験成績報告書 農薬抄録

【試験成績の概要】

1. ラット動物代謝試験（経口）で、 T_{max} は低用量群で0.7～15.0時間、高用量群で34.5～41.9時間、 $T_{1/2}$ は低用量投与群で3.9～16.2時間、高用量投与群で4.8時間であった。吸収率は93.6～97.6%以上であり、投与後168時間までにほとんどの放射能が排泄された。主要排泄経路は胆汁中であった。臓器及び組織中残留放射能濃度は、投与168時間後で肝臓、腎臓及び赤血球で高かった。親化合物は尿中及び胆汁中には認められず、糞中に認められた。主要代謝物は尿中にM21、M30、M37及びM36が、糞中にはM07、M16及びM21が認められた。臓器中では親化合物、M07及びM37が主要成分であった。
2. ぶどう、ばれいしょ、いんげんまめ及び赤ピーマンについて植物体内運命試験が実施された。植物体中の主要成分として親化合物、M18、M21、M37、M38及びM40が認められた。
3. フルオピラム投与による影響は、主に肝臓（肝重量増加、び慢性小葉中心性肝細胞肥大等）、腎臓（腎重量増加、慢性腎症等）及び甲状腺（甲状腺ろ胞上皮細胞肥大等）に認められた。
4. 発がん性試験において、雌のラットで肝細胞腺腫及び肝細胞癌、雄のマウスで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度増加が認められた。発生機序検討試験の結果、フルオピラムはフェノバルビタール様の薬物代謝酵素誘導能を示し、肝細胞肥大及び肝細胞増殖能においてフェノバルビタール同様の影響を示すと考えられた。また、薬物代謝酵素誘導による血中甲状腺ホルモン濃度の低下に伴う二次的なメカニズムによる甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度が増加したと考えられた。
5. ラット発生毒性試験において、母動物に毒性の認められる用量で胸腺遺残、蛇行性尿管及び/又は尿管拡張、胸椎体分離/軟骨分離及び胸椎体ダンベル状及び/又は二分分裂/正常軟骨の発生頻度増加等が認められたが、ウサギの胎児に影響は認められなかった。
6. 神経毒性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第二部会

【食品健康影響評価を実施する部会を振り分ける農薬】

プロピコナゾール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定 ・ インポート トレランス	トリアゾール系	細胞膜のエルゴステロール生合成阻害	殺菌剤	農薬抄録 海外評価書 (JMPR)

【試験成績の概要】

1. 基準参照国は米国、カナダ、EU、豪州。
2. ライ麦、だいち、らっかせい等に対するインポートトレランス申請がなされている。

【試験成績の概要】

1. ラットの動物体内運命試験において、血漿中放射能の T_{max} は 1 時間であり、 T_{max} における組織中放射能濃度は肝臓、腎臓、副腎、肺、血漿の順で高い分布が認められた。消化管からの吸収率は雄で約 86%と推定された。投与後 48 時間で 90%TRR 以上が尿及び糞中に排泄され尿及び糞中の排泄率は、同程度であったが、雄では糞中排泄、雌では尿中排泄の方が高い傾向が認められた。
2. 植物体内運命試験の結果、残留放射能の主要成分は未変化のプロピコナゾールであり、主要代謝物は B、B の配糖体、K 及び C で、これらのうち 10%TRR を超える代謝物は B であった。
3. プロピコナゾール投与による影響は、主に肝臓（肝細胞肥大、空胞化及び壊死）に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
4. 発がん性試験（マウス）において、高用量を投与した雄マウスの肝臓で肝細胞腺腫及び肝細胞腫瘍（腺腫及び癌）の発生頻度に統計学的有意な増加が認められた。メカニズム試験の結果、プロピコナゾールは、肝薬物代謝酵素、特に Cyp2b を誘導し、肝細胞増殖能を示し、作用機構はフェノバルビタール様であると考えられた。

【評価を受ける部会】：評価第一部会

プロピコナゾール (PROPICONAZOLE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	
農産物に係る基準値																						
米(玄米)	0.1	現行	0.1								0.05	現行	0.05									
小麦	1	現行	1								0.05	現行	0.05									
大麦	1	現行	1								0.05	現行	0.05									
ライ麦	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
とうもろこし	1	現行	1								0.05	現行	0.05									
そば	1	現行	1								0.05	現行	0.05									
その他の穀類	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
大豆	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
小豆類	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
えんどう	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
そら豆	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
らっかせい	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05						0.05		5	
その他の豆類	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
ばれいしょ	0.05	現行	0.05								1	現行	1									
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	海外						0.05		5	1	現行	1									
かんしょ	0.05	現行	0.05								1	現行	1									
やまいも(長いもをいう。)	0.05	海外						0.05		5	1	現行	1									
こんにゃくいも	0.05	海外						0.05		5	1	現行	1									
その他のいも類	0.05	海外						0.05		5	1	現行	1									
てんさい	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
さとうきび	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	現行	0.05								1	現行	1						0.05		5	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	海外						0.05		5	1	現行	1						0.05		5	
かぶ類の根	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
かぶ類の葉	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05						0.05		5	
西洋わさび	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
クレソン	0.05	海外						0.05		5	0.1	現行	0.1						0.05		5	
はくさい	0.05	現行	0.05								0.1	現行	0.1									
キャベツ	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
芽キャベツ	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
ケール	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
こまつな	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
きょうな	0.05	海外						0.05		5	0.1	現行	0.1									
デンゲンサイ	0.05	独立	0.05								0.05	現行	0.05						0.05		5	
カリフラワー	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
ブロッコリー	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
その他のあぶらな科野菜	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
ごぼう	0.05	海外						0.05		5	0.1	海外							0.2		0.05	5
サルシフィー	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
アーティチョーク	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
チョリ	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
エンダイブ	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
しゅんぎく	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
その他のきく科野菜	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
たまねぎ	0.05	現行	0.05								0.1	海外							0.2		0.05	5
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	現行	0.05								0.1	海外							0.2		0.05	5
にんにく	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
にら	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
アスパラガス	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
わけぎ	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
その他のゆり科野菜	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
にんじん	0.05	現行	0.05								0.1	現行	0.1									
パースニップ	0.05	海外						0.05		5	0.1	現行	0.1									
パセリ	0.05	現行	0.05								0.1	現行	0.1									
セロリ	5	現行	5								0.1	現行	0.1									
みつば	0.05	現行	0.05								0.1	独立										
その他のせり科野菜	0.05	海外						0.05		5	0.05	独立										
トマト	0.05	現行	0.05								0.1	現行	0.1									
ピーマン	0.1	現行	0.1								0.1	現行	0.1									
なす	0.05	現行	0.05								0.1	現行	0.1									
その他のなす科野菜	0.05	海外						0.05		5	0.1	現行	0.1									
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
しろうり	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
すいか	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
メロン類果実	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
まくわうり	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
その他のうり科野菜	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
ほうれんそう	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
たけのこ	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
オクラ	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
しょうが	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
未成熟えんどう	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
未成熟いんげん	0.05	現行	0.05								0.05	現行	0.05									
えだまめ	1	海外				2		0.05		5	0.05	現行	0.05									
マッシュルーム	0.1	現行	0.1								0.05	現行	0.05									
しいたけ	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
その他のきのこ類	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									
その他の野菜	0.05	海外						0.05		5	0.05	現行	0.05									

プロピコナゾール (PROPICONAZOLE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型	
																畜水産物に係る基準値
畜水産物に係る基準値																
牛の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05			2	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2						
ミネラルウォーター類に係る基準値																
牛の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5						
牛の肝臓	0.05	Codex		0.05	2	1	2	0.1		2	加工食品に係る基準値					
豚の肝臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2						
牛の腎臓	0.05	Codex		0.05	2	1	2	0.1		2	加工食品に係る基準値					
豚の腎臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2						
牛の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.1	1		0.1		2	加工食品に係る基準値					
豚の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.1	1		0.1		2						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.1	1		0.1		2						
乳	0.01	Codex		0.01	0.05	0.01		0.1		2	加工食品に係る基準値					
鶏の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2						
その他の家禽の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2						
鶏の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5	加工食品に係る基準値					
その他の家禽の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5						
鶏の肝臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5						
その他の家禽の肝臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5	加工食品に係る基準値					
鶏の腎臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5						
その他の家禽の腎臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5						
鶏の食用部分	0.08	海外			0.1	0.1		0.05		5	加工食品に係る基準値					
その他の家禽の食用部分	0.08	海外			0.1	0.1		0.05		5						
鶏の卵	0.05	Codex		0.05	0.1	0.05		0.05		2						
その他の家禽の卵	0.05	Codex		0.05	0.1	0.05		0.05		2	加工食品に係る基準値					
魚介類(さけ目魚類に限る。)																
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																
魚介類(すずき目魚類に限る。)											加工食品に係る基準値					
魚介類(その他の魚類に限る。)																
魚介類(貝類に限る。)																
魚介類(甲殻類に限る。)											加工食品に係る基準値					
魚介類(甲殻類に限る。)																
その他の魚介類																
はちみつ											加工食品に係る基準値					

※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。

※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

農薬専門調査会体制(平成22年6月農薬専門調査会決定)



ビキサフェン

(評価第一部会でADI決定)

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
インポート トレランス設定	ピラゾール環及びピフ フェニル環の2種の環構 造を有する	ミトコンドリア内コハク 酸脱水素酵素阻害	殺菌剤	農薬抄録 試験成績 報告書 EU資料

【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験において、 T_{max} は2~8時間、消失は二相性を示し、第一相の消失は速やかであった。胆汁排泄率より求めた吸収率は約85%であった。投与後72時間の尿及び糞中への排泄率は約98%TRRであり、主要排泄経路は胆汁を介した糞中(90%TRR以上)であった。
2. ビキサフェンの畜産動物(ヤギ及びニワトリ)を用いた動物体内運命試験において、総残留放射能中の主要成分はビキサフェンで、他に複数の代謝物が認められ、M21がニワトリの筋肉で最大50.8%TRR、M23がヤギの肝臓で18.9%TRR認められた。
3. 小麦及びだいずを用いた植物体内運命試験の結果、主要残留成分はビキサフェンであった。他に代謝物M21が2.6%TRR以下、大豆の子実中に植物固有の代謝物M44及びM47が18.8及び12.1%TRR認められた。
4. 小麦及び大麦を用いてビキサフェン及び代謝物M21を分析対象とした海外における作物残留試験が実施された結果、ビキサフェンの最高値は、最終散布35日後に収穫された大麦玄麦の0.34 mg/kgであり、M21の最高値は、最終散布35及び40日後の大麦玄麦の0.04 mg/kgであった。
5. ビキサフェン投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)及び甲状腺(ろ胞細胞肥大等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
6. ラット及びマウスを用いた毒性試験(亜急性、併合及び発がん)の中用量以上投与群の雄で血液凝固系に関する毒性が認められ、これはビタミンKが欠乏した基礎飼料が用いられたことによると農薬抄録では考察されている。

テブフロキン

(評価第二部会でADI決定)

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
新規登録申請に伴う 基準設定要請	アシルオキシ キノリン	ミトコンドリア電子 伝達系阻害	殺菌剤	・農薬抄録 ・各種試験成績

【審議の経緯】

第5回評価第二部会（2011年1月14日）で1回目の審議が行われ、6項目の追加資料要求事項が出された。

2011年10月25日に追加資料要求事項に対する回答が提出されたため、第12回評価第二部会（2011年12月2日）で2回目の審議が行われ、ADIが設定された。

【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験でテブフロキンの T_{max} は低用量群で3.0時間、高用量群で12.0時間であった。吸収率は73.5～92.4%であった。テブフロキンは投与後速やかに代謝され、尿及び糞中に認められなかった。主要な代謝物はM1であった。主要な排泄経路は糞及び尿中への排泄であった。
2. 植物体内運命試験（水稻、トマト及びほうれんそう）で、最終散布35日後の玄米の主要成分はテブフロキン及び代謝物M1であり、トマトではM4、ほうれんそうではM2が主要成分であった。植物体内では、テブフロキンのM1への脱アセチル化によるM1の生成とその側鎖の酸化によると考えられた。
3. 作物残留試験において、玄米中のテブフロキンの残留量は検出限界以下であり、M1が0.11 mg/kgで、他の代謝物は0.1 mg/kg以下であった。
4. 暴露評価対象物質は、今回の申請が水稻なので、水稻の主要代謝物である親化合物と10%TRR以上であったM1とされた。
5. 毒性試験においてテブフロキンの影響は、主に血液（貧血等）、肝臓（変異細胞巣等）、脾臓（重量増加等）及び膀胱（粘膜上皮過形成等）に認められた。
6. ラットの発生毒性試験で母動物に毒性影響のみられる用量で、骨格変異が認められたが奇形は認められず、ウサギでは変異及び奇形はみられなかったことから、テブフロキンに催奇形性はないと考えられた。
7. 繁殖能に対する影響及び発がん性は認められなかった。
8. 遺伝毒性（テブフロキン、代謝物M1、分解物M14及び2種の原体混在物）は陰性であった。

フルトリアホール

(評価第三部会でADI決定)

諮問理由	化学構造	作用機序	用途
暫定基準値 インポートトレランス 設定	トリアゾール系	エルゴステロール生合 成阻害	殺菌剤

【試験成績の概要】

1. 暫定基準値は、別添のとおり。基準参照国は豪州。
2. 各毒性試験の実施年及びGLP適用の有無については、評価書たたき台の各項目を参照。

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験で、フルトリアホールは速やかに代謝され、多くの代謝物が同定された。胆汁排泄が主要な代謝経路であった。
2. 植物体内運命試験（大麦、小麦、なたね、てんさい及びりんご）で、主要放射性成分はフルトリアホールであった。
3. 毒性試験においてフルトリアホールの影響は、主に肝臓（ラット及びマウス小葉中心性肝細胞肥大、イヌ肝へモジデリン沈着等）に認められた。
4. 発がん性試験では、雄ラットで精巣間細胞腫が、雌雄ラットで肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、背景データの範囲内であった。発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することが可能であると考えられた。
5. 発生毒性試験において胎児の骨格奇形（舌骨奇形）の増加が認められ、母体毒性量においては催奇形性があると考えられた。
6. 繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。

フルトリアホール (FLUTRIAFOL)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	
農産物に係る基準値																						
米(玄米)	0.02	海外				0.02				5												みかん なつみかん なつみかんの果皮 なつみかんの果実全体 なつみかんの果実 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実
小麦	0.02	海外				0.02				5												りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ
大麦	0.2	海外				0.2				5												もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)
ライ麦	0.02	海外				0.02				5												いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実
とうもろこし	0.02	海外				0.02				5												ぶどう かき
そば	0.02	海外				0.02				5												バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴ パッションフルーツ なつめやし
その他の穀類	0.02	海外				0.02				5												その他の果実
大豆	0.1	その他								6-6												ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード
小豆類																						たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜
えんどう																						茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ
そら豆																						みつば その他のせり科野菜
らっかせい																						その他のスパイス その他のハーブ
その他の豆類																						トマト ピーマン なす その他のなす科野菜
ばれいしよ																						きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜
さといも類(やつがしらを含む。)																						ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ
かんしょ																						マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類 その他の野菜
やまいも(長いもをいう。)																						
こんじやくいも																						
その他のいも類																						
てんさい																						
さとうきび																						
だいこん類(ラディッシュを含む。)																						
だいこん類(ラディッシュを含む。)																						
かぶ類の根																						
かぶ類の葉																						
西洋わさび																						
クレソン																						
はくさい																						
キャベツ																						
芽キャベツ																						
ケール																						
こまつな																						
きょうな																						
チンゲンサイ																						
カリフラワー																						
ブロッコリー																						
その他のあぶらな科野菜																						
こぼろ																						
サルシフィー																						
アーティチョーク																						
チコリ																						
エンダイブ																						
しゅんぎく																						
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)																						
その他のきく科野菜																						
たまねぎ																						
ねぎ(リーキを含む。)																						
にんにく																						
にら																						
アスパラガス																						
わけぎ																						
その他のゆり科野菜																						
にんじん																						
パースニップ																						
パセリ																						
セロリ																						
みつば																						
その他のせり科野菜																						
トマト																						
ピーマン																						
なす																						
その他のなす科野菜																						
きゅうり(ガーキンを含む。)																						
かぼちゃ(スカッシュを含む。)																						
しろうり																						
すいか																						
メロン類果実																						
まくわうり																						
その他のうり科野菜																						
ほうれんそう																						
たけのこ																						
オクラ																						
しょうが																						
未成熟えんどう																						
未成熟いんげん																						
えだまめ																						
マッシュルーム																						
しいたけ																						
その他のきのこ類																						
その他の野菜	0.01	海外				0.01				5												

フルトリアール(FLUTRIAFOL)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類 型
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉	0.05	海外				0.05				5	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.05	海外				0.05				5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	海外				0.05				5					
ミネラルウォーター類に係る基準値															
牛の脂肪	0.05	その他								6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪	0.05	その他								6-3					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	その他								6-3					
牛の肝臓	0.5	海外				0.5				5	加工食品に係る基準値				
豚の肝臓	0.5	海外				0.5				5					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.5	海外				0.5				5					
牛の腎臓	0.5	海外				0.5				5	加工食品に係る基準値				
豚の腎臓	0.5	海外				0.5				5					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.5	海外				0.5				5					
牛の食用部分	0.5	海外				0.5				5	加工食品に係る基準値				
豚の食用部分	0.5	海外				0.5				5					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.5	海外				0.5				5					
乳	0.05	海外				0.05				5	加工食品に係る基準値				
鶏の筋肉	0.05	海外				0.05				5					
その他の家禽の筋肉	0.05	海外				0.05				5					
鶏の脂肪	0.05	その他								6-3	加工食品に係る基準値				
その他の家禽の脂肪	0.05	その他								6-3					
鶏の肝臓	0.05	海外				0.05				5					
その他の家禽の肝臓	0.05	海外				0.05				5	加工食品に係る基準値				
鶏の腎臓	0.05	海外				0.05				5					
その他の家禽の腎臓	0.05	海外				0.05				5					
鶏の食用部分	0.05	海外				0.05				5	加工食品に係る基準値				
その他の家禽の食用部分	0.05	海外				0.05				5					
鶏の卵	0.05	海外				0.05				5					
その他の家禽の卵	0.05	海外				0.05				5	加工食品に係る基準値				
魚介類(さけ目魚類に限る。)															
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)															
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)															
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類															
はちみつ											加工食品に係る基準値				

※留意事項※

※6-6は海外の作残を考慮。

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

クレソキシムメチル

(評価第二部会でADI決定)

第6回評価第二部会(2011年2月15日)で1回目の審議が行われ、2項目の追加資料要求事項が出された。2011年10月に追加資料要求事項に対する回答が提出された。

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
暫定基準 適用拡大 魚介類	ストロビルリン系	電子伝達系阻害	殺菌剤	農薬抄録、JMPR資料、米国資料、EFSA資料

【1回目の審議における議論のポイント】

1. 動物体内運命試験：特段の議論なし。
2. 植物体内運命試験：りんごを用いた試験において、抄録の表中の数値に確認を要するものがあつたため、追加資料が要求された。
3. 土壌中及び水中運命試験：特段の議論なし。
4. 亜急性毒性試験：病理用語として「脂肪浸潤」は不適切であるため、申請者に原文の確認をした後「脂肪化」に修正された。
5. 慢性毒性及び発がん性試験：ラットの2年間慢性毒性試験及び発がん性試験において認められた肝腫瘍性病変を再評価する際に、これらの試験の結果を併合することの妥当性についての再考察が、統計処理のプロトコールの提示を含めて追加資料として要求された。
6. 生殖発生毒性試験：特段の議論なし。
7. 遺伝毒性試験：細胞形質転換試験を遺伝毒性試験の項に記載するのは不適切であるため、その他の試験の項に移すこととされた。また、この細胞形質転換試験は試験方法としての評価が定まっていない試験法であるため参考資料とされた。
8. 暴露評価対象物質について、代謝物で問題となるものはないと考えられることから親化合物のみとしたが、幹事会経由で暴露評価WGに確認することとされた。
9. 動物の表記の仕方について、従来 Wistar ラット Fischer ラットのように記述してきたが、本剤では系統差についての検討試験が実施されていたので、Wistar 系 (Chbb・THOM) ラット、Wistar 系 (CrlGl×BrlHan・WI) ラットのように系を付けたが、幹事会で意見を伺うことになった。その結果、一般的な系統であれば従来どおり Wistar ラットと表記する。一方、特殊な系統であることを明確にする場合等には農薬抄録や報告書の記載に忠実に従うこととされた。

クレソキシムメチル (KRESOXIM-METHYL)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
牛の筋肉	0.05	Codex		0.05		0.01	0.03	0.02		2					
豚の筋肉	0.05	Codex		0.05		0.01	0.03	0.02		2	2	Codex		2	2
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	Codex		0.05		0.01	0.03	0.02		2					
牛の脂肪	0.05	Codex		0.05						2					
豚の脂肪	0.05	Codex		0.05				0.02		2					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	Codex		0.05						2					
牛の肝臓	0.05	Codex		0.05	0.01	0.01	0.03	0.02		2					
豚の肝臓	0.05	Codex		0.05		0.01	0.03	0.02		2					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	Codex		0.05	0.01	0.01	0.03	0.02		2					
牛の腎臓	0.05	Codex		0.05	0.01	0.01	0.03	0.05		2					
豚の腎臓	0.05	Codex		0.05		0.01	0.03	0.05		2					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	Codex		0.05	0.01	0.01	0.03	0.05		2					
牛の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.01	0.01	0.03	0.02		2					
豚の食用部分	0.05	Codex		0.05		0.01	0.03	0.02		2					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.01	0.01	0.03	0.02		2					
乳	0.01	Codex		0.01		0.001	0.004	0.05		2					
鶏の筋肉	0.05	Codex		0.05				0.02		2					
その他の家禽の筋肉	0.05	Codex		0.05				0.02		2					
鶏の脂肪	0.02	海外						0.02		5					
その他の家禽の脂肪	0.02	海外						0.02		5					
鶏の肝臓	0.02	海外						0.02		5					
その他の家禽の肝臓	0.02	海外						0.02		5					
鶏の腎臓	0.05	海外						0.05		5					
その他の家禽の腎臓	0.05	海外						0.05		5					
鶏の食用部分	0.02	海外						0.02		5					
その他の家禽の食用部分	0.02	海外						0.02		5					
鶏の卵	0.02	海外						0.02		5					
その他の家禽の卵	0.02	海外						0.02		5					
魚介類(さけ目魚類に限る。)															
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)															
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)															
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類															
はちみつ															

※留意事項※

※類型1-2は、提出された作物残留試験の成績等を考慮したものの。

※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

【既に食品健康影響評価の結果を有している農薬】

シメコナゾール（第3版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価書に追加した資料
適用拡大	トリアゾール系	エルゴステロール 生合成阻害	殺菌剤	・動物体内運命試験（ラット） ・植物体内運命試験（水稲） ・作物残留試験（国内）

【事務局における気づきの点など】

1. 適用拡大に係る諮問による第3版の審議。
2. ラットを用いた動物体内運命試験（14日間反復経口投与）の結果は、分布及び主要代謝物とも同じ低用量の単回経口投与の結果と同様であった。また、排泄は、投与期間中は糞尿中に一定の割合で排泄され、投与終了後は日ごとに減少し、投与終了後168時間の糞尿中排泄量は95%TAR以上であった。
3. 水稲を用いた植物体内運命試験の結果は、既提出の水稲（評価書[2.(1)]）の試験結果と同様であった。
4. また、植物体内運命試験（水稲、りんご及びびだいず）の検出された代謝物をTAR表示からTRR表示に修正したところ、いずれの作物においても、代謝物Dの糖抱合体が10%TRR以上検出された。さらに、水稲の可食部（玄米、精米）においては、代謝物K及びLも10%TRR以上検出された。
5. これら代謝物（D、K及びL）の急性経口毒性(LD₅₀)はいずれも5,000mg/kg以上、復帰突然変異試験はいずれも陰性であった。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

【記載方法に関する事項】

1. 動物体内運命試験（ラット）の[1.(1)②]分布について、本文の一部を削除し、「表2 主要臓器及び組織における残留放射濃度(μ g/g)」を追加した。
2. 動物体内運命試験（マウス）の[1.(3)①]吸収について、本文の一部を削除し、「表3 全血中薬物動態学的パラメータ」を追加した。
3. 作物残留試験結果の追加により、推定摂取量の再計算を行った。

【既に食品影響評価の結果を有している農薬】

シラフルオフェン（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
適用拡大 畜産物	ピレスロイド系	昆虫の神経膜のイオン透過性を変化させ、神経線維の興奮伝導の抑制	殺虫剤	・ 作物残留試験成績（茶） ・ 畜産物残留試験成績（ウシ及びニワトリ）

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大（茶）及び畜産物（ウシ及びニワトリ）に係る諮問による第2版の審議。
2. 作物残留試験の結果から、最大残留値が修正された。
3. 畜産物残留試験の結果から、残留放射能は乳牛の脂肪中に他の臓器より多く分布し、産卵鶏の卵、脂肪及び肝臓に多く認められた。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

【記載方法に関する事項】

- ①動物体内運命試験等について、現行の記載に合わせ記載順の変更等を行った。
- ②作物残留試験成績（茶）を追記した。
- ③推定摂取量を追記した。
- ④畜産物残留試験を追記した。

【既に食品影響評価の結果を有している農薬】

ピラフルフェンエチル（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
・適用拡大 ・インポートトレランス	フェニルピラゾール系	葉緑体中プロトポルフィリノーゲンIXオキシダーゼ阻害	除草剤	・肝臓（マウス発がん性試験）におけるポルフィリン蓄積に関する追加病理組織学的検査 ・ラットを用いた反復経口投与による肝細胞ミトコンドリアの呼吸機能及び形態に及ぼす影響 ・国内作物残留試験成績（たまねぎ、ねぎ） ・海外作物残留試験成績（ホップ）

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大及びインポートトレランスに係る諮問による第2版の審議。
2. 肝臓におけるクッパー細胞の褐色色素には多糖類、リポフスチン及びポルフィリンが含まれることが示唆された。
3. ミトコンドリアの呼吸機能低下を引き起こすが、脱共役まで至らず、ミトコンドリア内空胞はクリステ間腔が拡張したものであった。
4. 国内又は海外残留試験成績より、ピラフルフェンエチル又は代謝物Bは検出限界以下であった。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

【記載方法に関する事項】

動物体内運命試験等について、現行の記載に合わせ記載順の変更等を行った。

【既に食品影響評価の結果を有している農薬】

メタフルミゾン（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
適用拡大 魚介類	トリフルオロメ トキシフェニル 環を有する	昆虫の Na ⁺ チャ ンネルに作用し、 神経系での情報 伝達阻害	殺虫剤	・ラット急性神経毒性試験 ・ラット亜急性神経毒性試験 ・ラット脂肪組織への分布及び代謝 （反復投与） ・作物残留試験（大豆、さといも、 かんしょ、だいこん、はくさい、 キャベツ、こまつな、みずな、チ ンゲンサイ、ブロッコリー、レタ ス、サラダナ、しょうが及びえだ まめ）

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大に係る諮問による第2版の審議。
2. ラットを用いた急性神経毒性試験の結果、一般毒性及び神経毒性は認められなかった。
3. ラットを用いた亜急性神経毒性試験の結果、体重増加抑制及び摂餌量低下が認められたが、神経毒性は認められなかった。
4. ラットを用いた脂肪組織への分布及び代謝試験（反復投与）の結果、投与開始21～28日後に定常状態に達し、その後2相性の減衰が認められた。肝臓、腎臓及び血漿では脂肪組織より低い濃度であり、脂肪組織中の代謝物は親化合物のみであった。

以上より、ADIの変更はないと思われる。

なお、魚介類における暴露評価対象物質については、代謝物に関する情報が存在しないため、親化合物のみとすることを提案。

【記載方法に関する事項】

- ①動物体内運命試験等について、現行の記載に合わせ記載順の変更等を行った。
- ②残留試験結果の追加による推定摂取量を再計算した。
- ③魚介類における最大推定残留値を計算した。

【既に食品影響評価の結果を有している農薬】

レピメクチン（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
適用拡大 魚介類	マクロライド系	昆虫等の神経系の塩素イオンチャンネルに作用すると考えられている。	殺虫剤	・マウス体内運命試験 ・作物残留試験成績（だいず、かんしょ、非結球あぶらな科葉菜類等） ・魚介類における最大推定残留値に係る資料

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大（だいず、かんしょ、非結球あぶらな科葉菜類等）及び魚介類への基準値設定に係る諮問による第2版の審議。
2. マウスを用いた体内運命試験の結果、ラットとほぼ同様の分布、代謝及び排泄パターンが認められた。
3. 作物残留試験の結果から、最大残留値が修正された。
4. 魚介類における最大推定残留値及び作物残留試験における分析値から、レピメクチンを暴露評価対象物質とした際の推定摂取量が算定された。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

【記載方法に関する事項】

- ①各試験の評価書への記載方法について現行の記載に合わせた変更等を行った。
- ②マウス体内運命試験を追記した。
- ③作物残留試験成績を追記した。
- ③魚介類の最大推定残留値を算出した。
- ④残留試験結果の追加による推定摂取量を再計算した。